

【委託費の弾力運用を行った場合の手続き一覧表】

項 目	経理等通知内容等	弾力運用の要件	手続き	様 式
1. 人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合	1 (3)	要件 1	事前承認	様式 1-1 号
2. 保育所施設・設備整備積立資産（土地取得は含まれない）を同一の設置者が設置する他の保育所等の施設・設備に充当する場合など積立目的外に使用する場合	1 (4) 取扱通知 5	要件 2	事前承認	様式 1-1 号
3. 人件費積立資産及び保育所施設・設備整備積立資産（土地取得を含む）をそれぞれの積立目的以外に使用する場合	1 (6)	要件 3	社会福祉法人 以外事前承認 ※土地取得を含む場合は全法人 で事前協議要	様式 1-2 号
4. 保育所施設・設備整備積立資産から土地取得に要する費用を取り崩して使用する場合	1 (6) 運用等通知 問8	要件 3	事前協議	様式 1-3 号
5. 保育所拠点区分（保育所拠点区分にてサービス区分を設定している場合は保育所サービス区分）の前期末支払資金残高を取り崩して使用する額が事業活動収入計（予算額）の3%を超える場合（自然災害その他やむを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合を除く。）	3 (1)		事前承認	様式 2-1 号
6. 保育所拠点区分（保育所拠点区分にてサービス区分を設定している場合は保育所サービス区分）の前期末支払資金残高を当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費等に充当する場合	3 (2)	要件 3	社会福祉法人 以外事前承認 ※土地取得を含む場合は全法人 で事前協議要	様式 2-2 号

7. 委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出（人件費、修繕費、備品等購入、保育所施設・設備整備）及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合	5（2） ④関係		年度終了後 3ヶ月以内に報告	様式3号
8. 委託費収入のうち処遇改善等加算の基礎分相当額を限度として経理等通知別表2の経費に充当した場合	1（4）	要件2	年度終了後 3ヶ月以内に報告	様式4号
9. 委託費収入のうち処遇改善等加算の基礎分相当額を限度として経理等通知別表3及び別表4の経費に充当した場合	1（5）	要件3	年度終了後 3ヶ月以内に報告 ※土地取得を含む場合は全法人で事前協議要	様式4号
10. 委託費収入のうち当該会計年度における委託費の3か月分（当該年度4月から3月までの12か月分の委託費額（改善基礎分を含み、改善要件分を除く）の1/4の額）を限度として経理等通知別表3及び別表5の経費に充当した場合	1（5）	要件3	年度終了後 3ヶ月以内に報告 ※土地取得を含む場合は全法人で事前協議要	様式4号

※経理等通知…子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号）

※取扱通知 …「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて（平成27年9月3日府子本第255号・雇児保発0903第1号）

※運用等通知…「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について（平成27年9月3日府子本第256号・雇児保発0903第2号）

※委託費の弾力運用により土地取得に要する費用に充当する場合は、柏原市福祉指導監査課に事前協議を行ってください。